

○厚生労働省告示第三百五十号

○厚生労働省告示第三百四十三号
医療法（昭和二十三年法律第三百五号）第六条の十一第二項の規定に基づき、医療法第六条の十一第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める団体（平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

今和四年十二月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

社団法人日本小児循環器学会、一般
動法人日本磁気共鳴医学会、特定非営利活
動法人日本肺癌学会、一般社団法人日本胃癌
学会、一般社団法人日本造血・免疫細胞療法
学会、一般社団法人日本ペインクリニック學
会、一般社団法人日本病態栄養学会、一般社
団法人日本災害医学会、一般社団法人日本臨
床栄養代謝学会、一般社団法人日本再生医療
学会、一般社団法人日本インターべンショナル
ラジオロジー学会、一般社団法人日本内分泌
泌外科学会、公益社団法人日本婦人科腫瘍學
会、一般社団法人日本肝胆脾外科學会、特定
非営利活動法人日本食道学会、一般社団法人
日本美容外科学会（Japan Society of
Aesthetic Plastic Surgery）、一般社団法人日
本美容外科学会（JAPAN SOCIETY OF
AESTHETIC SURGERY）、一般社団法人日本
医療薬学会、一般社団法人日本看護系學會協
議會の社員である學會、一般社団法人醫療の
質・安全學會、一般社団法人醫療安全全國共
同行動並びに一般社団法人日本医療安全學會
とする。

氣共鳴医学学会、特定非営利活動法人日本肺癌学会、一般社団法人日本胃癌学会、一般社団法人日本造血細胞移植学会、一般社団法人日本ペインクリニック学会、一般社団法人日本病態栄養学会、日本歯科医学会、一般社団法人日本医療薬学会、一般社団法人日本看護学会、協議会の社員である学会、一般社団法人医療の質・安全学会並びに一般社団法人医療安全全国共同行動とする。